

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

消費税の軽減税率制度について

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率(8%)の対象品目は、「**飲食料品**」、「**新聞**」です。

○飲食料品の軽減税率範囲

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※ おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの、税抜価額が 1 万円以下であって、食品の価額の占める割合が 2/3 以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象(それ以外の場合は、標準税率の対象)
 (国税庁 HP より)

○新聞の軽減税率範囲

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

事業者の対応

飲食料品の売上・仕入の両方がある課税事業者	売上・仕入について、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等の交付する必要があります。
飲食料品の売上がなくても、飲食料品の仕入(経費)がある課税事業者	仕入(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
免税事業者	課税事業者と取引を行う場合、8%と 10%を分けて記載した請求書等の交付を求められる場合があります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。